

第4回 寝屋川市総合計画審議会会議録

1 日時

令和2年6月5日（金）午前10時～午前11時32分

2 場所

議会棟4階 第1委員会室

3 出席者

（委員）※ 50音順

井川 晃一、伊藤 高博、内田 憲幸、梅澤 浩二、岡 由美、金子 英生、
木村 容千、郡 美博、小西 雅晴、佐藤 忍、下川 隆夫、田村 匡、
辻岡 喜久雄、中川 幾郎、中川 健、中川 芳行、濱 大輔、
久田 起代子、平田 一裕、平田 陽子、藤田 智子、柳瀬 昇士
22人（全24人）

（事務局）

杉本部長、木場次長、西村課長、辻係長、高島係長、田中、森崎

4 傍聴の可否

可（傍聴者12人）

5 議事

- ・ 第六次寝屋川市総合計画（試案）の検討
- ・ 第六次寝屋川市総合計画戦略プラン（試案）の概要説明

(会長)

皆さん、おはようございます。

今日は何かと公私御多用の中、御臨席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいま委員総数 24 人のうち 22 人の御出席をいただいております。したがって、寝屋川市総合計画審議会規則第 5 条第 2 項の規定によりまして、本日の会議は成立しておりますので、これより第 4 回寝屋川市総合計画審議会を開催させていただきます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、前回と同じくスクール形式のレイアウトで行うこととしますので、よろしく願いいたします。

それでは早速、本日の議題に入らせてまいります。

前回までの会議では、試案の基本構想の第 4 章まで審議が終わっています。本日は残る 5 章と 6 章について審議を進めてまいります。

この間、審議会が新型コロナウイルスのために開催が延期となっておりましたので、前回の会議から少々時間が経過しております。したがって審議に入る前に、第 5 章、第 6 章の概略について事務局さんから改めて説明をお願いし、もう一遍記憶をよみがえらせていただきたいと思います。

それでは、説明方お願いいたします。

(事務局)

それでは、前回まで審議をお願いしておりました冊子でございます。一番下に令和 2 年 1 月と書かれております、第六次寝屋川市総合計画の試案、こちらの冊子を御覧いただきたいと思います。

こちらの 26 ページをお開き願います。

まず、「第 5 章 将来人口及び都市構造とまちづくりの考え方」について御説明申し上げます。

「1 将来人口」についてでございます。寝屋川市の将来人口については、平成 30 年 3 月に公表された国立社会保障・人口問題研究所による推計では、令和 22 年（2040 年）には、約 18 万人程度まで減少することが予測されております。

本市では、平成 28 年 2 月に策定した人口ビジョンにおいて、令和 22 年（2040 年）の目標人口を 20 万人として人口減少対策の取組を進めてまいりました。これらの取組の推進等により、平成 30 年 3 月の国立社会保障・人口問題研究所の推計人口は、その 5 年前の平成 25 年 3 月の推計と比較いたしますと、総人口の減少はやや緩やかになってございます。

一方で、総人口に占める 65 歳以上人口、老年人口の割合は、令和 22 年（2040 年）時点で、平成 25 年 3 月推計では 40.5%であったものが、平成 30 年 3 月推計は 41.5%と 1.0 ポイント上昇する結果となっております。

こうしたことから、引き続き人口減少対策の取組を進めることはもちろんでございますが、人口の年齢構成のリバランスを図るための子育て世代を本市に誘引する訴求力のある施策を積極的に推進していく必要がございます。

こうした状況を踏まえまして、第六次寝屋川市総合計画の目標年次である令和 9 年度（2027 年度）の将来人口は、人口ビジョンによる推計人口を用いまして、22 万人と想定した上で、第六次総合計画の着実な推進を図ることで、確実な人口減少対策及び年齢構成のリバランスの実現を図るとしてございます。

続きまして、28 ページをお開き願います。

「2 都市構造とまちづくりの考え方」でございます。本市の都市構造については、市域を走る鉄道沿線を一つのエリアとして、大きく二つに分類することができます。

まず、京阪沿線については、昭和 40 年代に急激な人口増加に対応するため、住宅開発や商業施設の集積など高度な都市機能を構築してまいりましたが、今後は家屋等の老朽化や空き家の増加などに適切に対応していく必要がございます。

一方で、J R 学研都市線周辺は、今後更なる住宅地、商業地等の都市的な土地利用が可能な状況にあり、高いポテンシャルを秘めたエリアであると言えます。

こうした市特有の都市構造を踏まえ、京阪沿線と J R 学研都市線沿線を軸とした各地域の強みを活かした戦略的なまちづくりを進め、子育て世代の誘因による人口の年齢構成のリバランスを図るとともに、市民や企業にとって

魅力的で利便性の高い市街地の形成を進めるとしてございます。

29 ページでございます。

「第 6 章 総合計画を軸とした行財政運営の推進」について御説明申し上げます。

まず、「1 『寝屋川市の働き方改革～寝屋川スタイル～』の推進」でございますが、本市の職員数については、行財政改革の推進の中で着実に縮減を図ってまいりました。一方で、少子高齢化に伴う公共サービスの担い手の不足や働き方改革の推進などが求められる中であっても、将来にわたって質の高い市民サービスを安定して提供できる組織体制の確保が必要でございます。

本市は、昨年度から、総人件費を上限とする中で、職員の自由な働き方の実現、望まない残業の解消、市民サービスの充実を目指す寝屋川市の働き方改革を推進しております。今後においてもこの改革の推進を基本とする中で、AI や RPA などの情報技術の進歩なども踏まえる中で、適正な人事・職員管理を行うとしてございます。

30 ページをお開き願います。

「2 財政運営について」でございます。本市の平成 30 年度普通会計決算においては、15 年連続の黒字を確保したところでございますが、今後、人口減少社会においては、財政は一層の厳しさを増すことから、第六次総合計画で示す施策・事業への選択と集中を加速し、持続可能な財政の確立を目指すとしてございます。

以上、誠に簡単ではございますが、第六次総合計画試案、5 章及び 6 章の概要説明でございます。よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、早速、審議に入りたいと存じます。

なお、御発言の際は、近くに置いておりますマイクを御使用いただくようお願いいたします。

それでは最初に、第 5 章の「将来人口及び都市構造とまちづくりの考え方」、この審議に入りたいと存じます。試案では 26 ページからとなります。

これにつきまして御意見ある方、御発言をお願いします。

(委員)

私、前回欠席しましたので、すみませんが 26 ページまでの間の件で、ちょっとお話しさせてもらえませんか。

(会長)

そうですね。はい、どうぞ。

(委員)

重複していることがあるかも知りませんが、それはお許してください。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

それでは、発言させていただきます。

15 ページの(3)の「シルバー世代」、16 ページの図でありますけれども、4 番目に障害者の項目を設けていただけませんか。もし駄目でしたら、「シルバー世代」を「高齢者や障害者など」と書いていただけませんか。「支援を要する障害者や高齢者など、尊厳や権利が守られ、自らが望む暮らしや、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができています」という未来の姿としてどうでしょうか。なぜなら、子どもと同じように社会的弱者と言われる人が守られ、安心して暮らせるまちこそが本当に豊かで、安心・安全であり、選ばれるまちだと考えるからです。

これまでの第五次総合計画においても、「障害のある人が自立した生活を営む環境を整備する」と障害者についても書かれています。さらに、市長の所信表明で、「健康を守り福祉を増進する」施策の中で、一つ、地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画、二つ目、高齢者が住み慣れた地域で自立し

た社会の実現に向けた高齢者保健福祉計画、3番目に、障害児者施策の充実を図る障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定など、幅広い福祉、障害児者の福祉の増進について網羅するとお話されているので、できますれば、障害者の項目を設けていただけないでしょうか。

次に、同じく障害者問題でございます。20ページと25ページでございますが、「成長戦略型の総合計画」の「施策分類ごとの方向性」として三つありますが、成長と成熟の両方を併せ持つことが必要で、それぞれに「ファクター」が必要ではないでしょうか。なぜなら、未来ある子どもに最善を尽くしながらも、これまでの寝屋川を築いてくださった高齢者や障害者をも大切に作る、そんな寝屋川の計画に必要があると思うからです。

図の「生活を支える施策」、「くらしの質を高める施策」をしっかりと定着させる必要があり、その項目もファクター、要素、要因で整理する必要があると思います。特に「生活を支える施策」については、高齢者、障害者の安心できるくらしを実現する内容が必要と考えるからであります。

次に17ページでございますが、地域協働協議会だけでなく、社会福祉協議会の校区福祉委員会も書いていただけないでしょうか。

御存知と思いますが、地域協働協議会ができるずっと以前から、地域福祉の問題解決に校区福祉委員会が中心に取り組んできていました。総合計画や地域福祉計画、高齢者保健福祉計画などにも社会福祉協議会の校区福祉委員会について、その役割や取組についても書かれています。

それと、23ページの都市基盤整備の説明の中に、京阪本線の連続立体交差事業の推進についても、スピードアップを図るためにも書いていただけないでしょうか。

国土交通省の都市計画事業の認可によりますと、平成25年から平成41年（令和11年）の間で計画がされております。第五次総合計画でも書かれていますが、今回の計画では全く触れておられません。スピードアップのためにも京阪本線の連続立体交差事業の推進について書いていただけないでしょうか。

以上です。誠に申し訳ございません。

(会長)

前回、これたくさんの委員から発言があつて、今、委員がおっしゃったのとはほぼニアリーイコールの御発言もありました。それにつきましては、事務局のほうで持ち帰っていただいて、一定程度加筆修正をしていただくということで次の章に進んでおりますが、もう一遍再確認しますね。

一番最初におっしゃられた 15 ページの(3)のシルバー世代のところに、高齢者や障害者などももう少し加味してほしいという御意見がありましたけれども、これについては副会長のほうからも障害のある人はどうなのか、母子とか外国人もどうなのか、それから委員からも、社会的少数者の立場というふうにもう少しくくれないかというふうな御発言ありましたので、今おっしゃった御指摘のことにつきましては、御意見にお答えできるように方向転換というか、加筆修正できると私は思っております。

それから第 2 点の、ページで言いますと 17 ページの地域協働協議会というものの書き方ですね。ここには、例えば今おっしゃられた校区福祉委員会などの努力とか、これまでの実績というのは示す必要があるという御指摘であるならば、いきなり地域協働協議会を書くことではなくて、その下に脚注を入れる方法もあると思うんですね。「自治会、町内会及び校区福祉委員会などによって構成されている地域協働協議会の存在」というのを脚注で説明するか、リード部分で、例えば「校区福祉委員会などを中心として構成される」と入れていいのか、これは私地元ではないので判断しかねる部分になるので、行政側のほうでうまくそれがにじみ出せるか考えていただきたい。おっしゃっている御趣旨は、いきなり地域協働協議会と言われても、実際に動かす中心舞台というのは、そこにちゃんと書かんと、仏作って魂入れずになるやないかと、こういう御趣旨かと思うんですね。言っている意味は分かります。そういう方向で何か脚注を入れるか、あるいは冒頭にリード文で入れるか考えてみてください。

それから、もう一つありました。20 ページの「生活を支える施策」のところの書き振りというか、これ絵ですけれど、この絵の描き方については前回たくさんの議論がありまして、委員がおっしゃったような御趣旨の発言たくさんありました。これも確か委員がおっしゃったんですけど、見せ方の問題

として、もう少しこれが基礎にあるんだというふうに見せたほうがいいんじゃないかという御意見もありましたし、土台としてこれがなければ、上は成り立たないというぐらゐの関係違ふんかというふうな御発言もあったので、これは絵として工夫するということになりましたね。ですので、工夫する段階で、もう一度委員にこんな絵でどうやと聞いてみてください。

それから、そうすると右の 21 ページの訴求力のある施策のところ、少子高齢化というところがもう少しきちっとつながるのではないのかという御指摘かと思います。

あと、連続立体交差ですが、23 ページの中段の(1)、「本市には京阪沿線、JR 学研都市線沿線の 2 つの沿線軸があります」というところで、連続立体交差事業について触れてもらえないかなという話ですが、これについて私判断し兼ねる部分があります。書いても支障はないと思うんですけど、2 つの沿線軸の説明は、実はむしろ後ろのほうで説明すべきなのかなと。どうでしょう、都市構造とまちづくりの考え方のところ、28 ページに連続立体交差を触れたほうがええんちゃうかなという気がするんです。委員いかが思われますか。

(委員)

そちらのほうでもいいです。

(会長)

いいですか。それでは、一遍 28 ページでその文字を入れられるかどうか考えてみましょう。

それらのところで、今おっしゃった御趣旨を私、反すうできているでしょうか。

(委員)

はい。ありがとうございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、改めまして、今の議論を踏まえて作業しますが、同じように第5章以下の御議論に入りたいと思います。

それでは、第5章につきまして、御発言、御指示ございましたら。

委員どうぞ。

(委員)

この点も最初の辺りの確認なんですけど、22万人というのは、これは目標数値としてやるんじゃないなくて、想定として置くということで、そもそも今、社人研のほうから出ているのは大体21万とか21万5,000ぐらいなんですけど、それに数パーセント上回るぐらいのところ、目標ではなくて想定として置いて、あと全部を考えるんだということいいんですよね。何か目標にしてしまうと、またこれおかしなことがいろいろ起こってくると思うんですけど、その確認を最初させていただいたほうがいいのかなと。

(会長)

ありがとうございます。

他に何かありましたら。

委員どうぞ。

(委員)

28ページ、先程委員からもそこに関係するところと言及ございましたけれども、28ページについて意見を申し上げたいと思います。全体的な印象として、記述の薄さと行政の連続性の乏しさを指摘させていただきます。

記述の薄さということについては、京阪沿線とか学研都市線沿線については言及されているんですが、例えば京阪沿線であれば、「今後は、このエリアにおける家屋等の老朽化に対する適正管理を促し、空き家の増加などに適切に対応していく必要があります」、これだけではないよなということです。JRに関しては、従前からお住まいの人を呼び込むというふうなことをずっと言及しているわけですが、こういう書き方をすると総じて薄っぺら

いと。

かつ、行政の連続性が乏しいと申し上げさせていただいたのは、本市では平成30年に立地適正化計画を作成してございます。まず、この立地適正化計画についての言及がここで出てこないというのは、私アウトだと思っています。そもそもお伺いしたいんですけど、立地適正化計画の記載事項とこの章での記載事項は、どちらが上位ですかということをもしお答えがあればお答えください。

(会長)

では、今の2点に絞って事務局とやりとりしてもらいましょうか。お願いします。

(事務局)

それでは、人口に関して委員おっしゃっていただいた部分でございますが、令和9年のところを22万人と設定としているのは、目標かどうかというところでございますが、本市におきまして、目標人口を定めているのは、人口ビジョンというところで2040年、20万人、これを目指して様々な取組を進めておるといふ、この状態で、これを今変更するという状況ではございませんので、この22万人は想定数というところで取組をするべきであろうと考えてございます。

続いて、委員がおっしゃっていただいた立地適正化の観点でございます。おっしゃっていただきますように、本市におきましては、都市マスタープランを含めて、立地適正化計画ということで4駅、こちらをいわゆる誘導区域とさせていただいてございます。そういった中で、そもそもとして都市マスタープランというのが駅を都市核であるということでの位置付けもしてございますし、先程申し上げましたように立地適正化計画では、都市機能の誘導区域としての中心拠点ということの位置付けをしてございます。鉄道線を中心としてまちづくりを進めていこうと、こういった意味合いにおいて、これは連続性があるという趣旨で記述をさせていただいているところではございます。よろしくお伺いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

(委員)

それでも行政の連続性が乏しいと言わなければならないのは、立地適正化計画の都市機能誘導区域というのは、鉄道駅から遠く離れた仁和寺地区もでございます。また、三井団地地区、寝屋川団地地区もでございます。このそれぞれの都市機能誘導区域の中について言及をされていることについては、立適には、例えば緑町でしたら、商業や高等専門学校、大学等が欲しいと2個印が付いているわけですね。立適は今後の国の交付金を取っていくとき等にも大きく影響してくる話で、これに沿ってまちづくりを誘導していくということが想定をされたはずです。

しかし、今「2軸」という言葉が出ているわけですけど、そこにおいては、緑町エリア、含む幸町だと思えますけれども、全エリア住宅にしたらという考え方で物事が進められようとしている。だから、もう今既に矛盾を生じているわけです。ですから、解釈のぶれがないように、この総計のここには、立適に書いてあることを中心的にやっていくと言うんだったら、もう立適のことはばちっとここで書いていかないと、今、既に矛盾が、市政でも右往左往しておる状態があるということは、やっぱりこういうところに哲学が出るということだと思えますので、指摘をさせていただきます。

最後に申し上げるならば、仁和寺のことも言いました、三井団地、寝屋川団地地区のことも言いました、もう2軸ということを強調する意味というのがどこにあるのだろうか。まちづくりできるところのまちづくりをやっていくべきだろうと。あえて軸と言うのであれば、電鉄会社2社、この総計審にもおいでいただいておりますけれども、電鉄会社との関係性を強化するという意味合いにおいては、軸という言葉が出てきてもおかしくないのかなとは思いますが、それ以外のところでは、余り軸ということを強調される意味というのは、少ないのではないかとすることは指摘させていただきます。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。

よろしいですか、コメントだけ下さい。

(事務局)

今の御指摘も、記述の足らなさという部分で、そういった御意見になるのかなというところを認識しているところでございます。

ただし、先程おっしゃっていただいたような仁和寺のエリアであったり、また緑町というところもございますが、この立地適正化計画自体が都市機能誘導区域であっても中心拠点となるものと、いわゆる生活の拠点となるものの区分けをして整理させていただいてございます。先程申し上げたような駅というのは、中心拠点として様々な商業施設であったり、病院であったり、公共施設も集約していきましょう、緑町、仁和寺、そういった周辺のエリアについては、同じく都市機能誘導区域であるものの、ここは生活の拠点としての整備をしましょう、こういう区分けをしてございますので、総合計画での記載については、この中心拠点を指すようなことで、まちづくりというのは、ここを中心として、しっかり市域全域のまちづくりを進めていこうというもので、大きなぶれがあるものではないということで御理解いただけたらというふうに思います。

以上でございます。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

最後に1点だけ申し上げておきます。生活拠点であることと駅を核とする中心拠点であることとということを切り分けるということについては、私はちょっと意味が分からないと。生活拠点の中心拠点を定めることということも都市構造でありますから、その点については、やはり御説明をいただいたけれども、すみません、私は余り理解ができないということを申し上げておきます。

以上です。

(会長)

他にございますか。

(委員)

こんなこと聞いてええのかわかりませんが、都市基盤整備として今現在、京阪電車ですけれども、急行だけしかとまっていません。特急の停車駅としてとまれるような働きかけは、都市基盤の整備としてやっぱり必要ではないかなと思います。

と言いますのは、枚方は中核都市です。この前、インターネットで乗降客を調べました。1番が京橋、2番が淀屋橋、3番目が枚方市で9万3,789人、寝屋川が6万6,492人で4番目になっています。5番目が樟葉で6万787人です。これから言うていきまして、香里園はその次に入ってくるわけですが、寝屋川市駅に特急が停車するという事は、これからの都市基盤の整備についても、住み慣れていくことについても、大変交通の利便性が上がると思うんです。こういうことを働きかけるということは、この項目で書くのがいいのか悪いのかはわかりませんが、考えていく必要があるかなと、このように思います。

ただ、寝屋川はホームが2車線です。香里園は4車線です。特急をとめようとしたら2車線でいけるのか、それがちょっと疑問だと思うんですけれども、香里園のほうは4車線ですので、可能ではないかな。どちらかに特急電車をとめていただけるようなことは、働きかけるということは無理でしょうか。

(会長)

特急が停車してほしいというのは、どこのまちでも皆さん御要望であって、現実に私もよく見聞きしますけれど、これについてはいろいろなファクターがあると思うので、いかがでしょうか。何か現在、御見解は。書く書かないは別にして。

(事務局)

特急の停車という形で御意見いただいておりますけれども、もちろん特急がとまることについてまちについてどうかと聞かれると、当然よい方向の話だというふうに受け止めにさせていただくところでございますけれども、この総計という形の中に書くかどうかというのは、非常に関係機関、特に鉄道事業者様との話もございまして、一方的に書くのはなかなか難しいかなというふうには思っております。

しかしながら、そういったお声があるということにつきましては、まちづくり所管のほうと情報共有させていただいて、どういうふうなことができるかということも含めて、検討させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、第5章につきまして、今出ました御意見等々を少しまとめ上げて、今後の検討材料に入れていきたいと思っております。

まず、想定人口22万はあくまで想定であって、政策的な目標人口ではないということは、確認していいですね。ただ、希望的に22万というふうには思っていなかったと思うんですけど、希望的想定であることは、政策的に無理やりでも22万に持っていくぞという宣言ではないととっていいですよ。委員、これでよろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

ですので、現在の政策をそのままスライドしてやれば22万に達するであろうと、こういう考え方です。

次に、28ページの記述につきましては、特に委員から詳しく、なおかつ的

確かつ手厳しい御意見が出ておりますが、一つこれまでの取組の行政的な連続性が乏しいという御批判もありますが、例えば立地適正化計画があるじゃないかということについては、これはどうでしょうか、基本戦略のほうにある程度それを加味して投影するということは可能ですかね。現在、基本戦略の案はもらってますが、「関連する個別計画」というところにきちっと立地適正化計画は書いてあるんですよね。そういう触れ方でやられていることは事実です。

そしたら、今、委員から御指摘あったことについては、戦略のところを検討するとき、より連続性と立体性というか、具体性を強めていくという努力をするというふうに受け止めていいでしょうか。ということで、委員さんいかがでしょう。

(委員)

正に立地適正化計画の存在については、ここで何かワードでうたっておかないことには、申し訳ないですけども記述が薄いかなと。薄いし、何か取り立てて、今の市政において現在気になるところだけを書いたという感じが否めないという印象だけは申し上げておきます。

(会長)

その御趣旨を加味して、文言をもう少し加えるという努力をしてみたらと思います。ありがとうございます。

それから、特急の停車駅の話につきましては、今おっしゃったようなことで御理解いただけますか。書くことによって逆にブレーキがかかることもあるんですよ。

(委員)

ただ、そういうことをちょっと知ってほしいなと思って。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、次に第6章に入ります。「第6章 総合計画を軸とした行財政運営の推進」に入ります。これにつきまして、御発言、あるいは御意見ございましたら、どうぞ積極的に御指摘ください。

どうぞ、委員。

(委員)

行財政運営とありまして、特に財政運営の面の30ページですね。総合計画そのものが7年という計画記載の中で、新型コロナウイルスの影響下の中で、経済情勢動向、雇用の動向も変わって、これ財政運営に相当影響も与えるところではないかなというふうに考えております。真ん中に「人口減少に伴う市税収入の減少」とあるんですが、これ以外の要因でも市税の減収というのは、令和3年度、令和4年度続いていくこともあるでしょうし、扶助費の増高など、そういった要因とか、そういった流れの中で見て、真ん中ほどに「厳しい行財政運営を強いられることが想定され」という文言があるんですが、このような状況の中では、もう想定という話ではなかろうかなというふうにも思ったりしております。かえって、そういった文言の代わりであれば、「もう必至であり」とか、そういった状況も見えるかなという状況なので、文面そのものの記載、その辺りを含めて、特に財政運営については、もう一度ブラッシュアップをすればいいんじゃないかなというのを意見とさせていただきます。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。大変貴重な御指摘だと思います。これ起案した段階では、コロナ騒動起こってませんもんね。そのとおりです。分かりました。

他ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいまいただきました御意見、非常に私も貴重かと思っております。このコロナ騒動によって税収が大幅に確かに落ちるということは見込まれるし、御指摘のように社会保障経費とか扶助費、生活保護なんかも随分と件数が増えるということも当然想定される。そうすると、前代未聞の厳しい財政

運営になるぐらいのことですから、ちょっと記述を厳し目に、危機感を深めといたほうがいいかなという御指摘かと思います。そのとおりに直してみませんか。

他にございませんか。

はい、どうぞ。

(委員)

もし差し支えなければお答えいただきたいんですけど、最後の行財政運営のところに触れられておるんですけど、やっぱり一番ベースになるのは人やと思うんです。何が言いたいかと言いますと、寝屋川市もたくさん優秀な方いらっしゃるって、将来どういう人材育成と言いますか、どういうスタッフをどう育てていくか、どういう貢献ができる人、そういった形でどういうように見られているのか、目標なり、目指すべき人材像と言いますか、そういうことをもしお考えになっておられれば、御披露いただきたいんですけど、よろしく願いいたします。

(会長)

どうでしょうね、ここは行政運営と財政運営に分かれた財政のほうの話になってくるけど、委員御指摘のことは行政運営の改善の方向なんで、前のページに関わる話かなと。そういう意味では、29 ページの総人件費の下、「計画的な人事職員管理を進めます」の中に、何か人材の視点をうまいこと入れられないかなという話ですよ。趣旨をどうぞ。

(事務局)

寝屋川市が今後目指すべき職員像というか、人材像というところにつきましては、今いろいろな角度で計画的にいろいろなことを進めているんですけども、その中でも一番大きいのは、経営感覚を持った職員を育てていきたいなというところでは、今取り組んでいるところです。そういう意味では、そういういろいろなイノベーションを起こしながら、取り組んでいけるような経営感覚を持った職員を育てていきたいなというところは、思っていると

ころでございます。

(委員)

大賛成です。是非よろしく願ひいたします。

(会長)

ありがとうございます。今のお話は、並行しながら戦略プランのほうも見ているんですけど、戦略プランのところにちょっと該当しますが、後ろのほうにあるんですけど、参考までの意見ですが、戦略プラン 41 ページの「未来の姿」の②で、「職員となる多様な人材の確保と育成が課題となっています」のところに、何か今おっしゃったような趣旨を文章として入れといてもらったほうがいいんじゃないですかね。多様な人材だけじゃちょっと弱いので、経営感覚を持った職員と今おっしゃいましたね。それここでやりますんで、はい、ありがとうございます。

他はございませんか。

(委員)

1点だけ働き方改革のところでお伺いしたいんですけども、何かいろいろと書かれていて、寝屋川スタイルなど書かれているんですけども、これまで寝屋川市の行財政改革を行う中で、少数精鋭というのを大前提として置かれていたと思うんですけども、その辺りについても、次の総合計画でももちろんそこはあるということによろしいですか。

(事務局)

今御指摘いただいたように、これまで少数精鋭ということで、行財政改革の中の1つに位置付ける形で、職員数というのは縮減、抑制を図ってきたというところなんです。今後、第六次総合計画においても、当然ながら職員の体制については、最小限と言いますか、抑制の観点というのは持ちつつ、その上で市民サービスをしっかり向上する、充実するという観点を併せ持つ中で、適切な人員管理ということを進めてまいりたいというふうに考えているとこ

ろでございます。

以上でございます。

(会長)

よろしいですか。

よろしゅうございますか、他はないですか。

それでは、第6章につきましては、今いただきました御意見などを中心として、少々加味していきたいとも思います。

特に財政運営につきましては、経験したことの無い厳しい財政運営という言葉ではまだ足りんと。はっきり具体的に、いわゆるコロナウイルスによるGDPの低下、30%は下がると言われてますから、えらいことですよ。それはちゃんと書いたほうがいだろうということです。

それから、行政運営のほうでは、少数精鋭という人材政策であるとか、あるいは経営感覚を持った職員育成というニュアンスをもう少し盛り込んでいきたいということプラス、戦略プランのほうでもそれを受けた掘り下げをしたいということで、御了解をいただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、基本構想部分の審議を一旦終わらせていただきます。

今まで審議の中でいただきました御意見等につきましては、事務局において答申への反映に向けた検討事項として取りまとめをさせていただきます。

なお、事務局さんも会議録を残してますし、どなたがどういう御発言なされたかというのをちゃんと分かっています。私のほうも雑ではありますがメモとして残してますので、できるだけ漏れ落ちのないように努力いたします。

それでは、次に戦略プラン試案についてでございます。

本日、お手元に配付されておりますが、次回審議会から戦略プランの各施策の審議に入ることとなります。次回からは、各施策の担当職員さんにも説明員として御出席いただき、審議を進めていくことになるわけでございますが、今日は戦略プラン全体の概要について、事務局さんから御説明を受けたいと存じます。

それでは、事務局さんからお願いいたします。

(事務局)

では、戦略プラン試案について御説明申し上げます。お手元の第六次寝屋川市総合計画戦略プラン【試案】と書かれております冊子を御覧いただきたいと存じます。

この戦略プランは、この間御審議いただきました基本構想に基づきます将来像の実現に向けまして、推進する施策を体系的に示した計画でございます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ、2ページを御覧ください。こちらにつきましては、総合計画の体系を一覧で表したものでございます。

一番左端にありますのは、既に基本構想試案でお示ししました第六次総合計画における市の将来像でございます。この将来像の実現を目指し、まちづくりを進めていくに当たっての方向性について、施策分類として「訴求力のある施策」、「生活を支える施策」、「暮らしの質を高める施策」の三つを掲げております。

このうち、「訴求力のある施策」につきましては、子育て世代の誘因に特に効果的であると見込まれる三つの要素を最重要ファクターとして位置付け、これらを基本に施策を推進するものでございます。

次に、右側のページでございますが、それぞれの施策分類の下位に合計 19 の施策を設け、その施策体系を示しております。

3ページをお開きいただきたいと存じます。こちらにつきましては、戦略プランの見方でございます。

19 の各施策につきましては、このように見開きの2ページでそれぞれプランを作成することとしてございます。

まず、左側のページ一番上には、施策名を表示してございます。

その下でございますが、おおむね 10 年後の未来の姿を記載しております。表の左側には、現状の延長線上にある未来として、課題などに対応せずに現状のまま整理した場合に想定される、おおむね 10 年後の姿を記載してございます。つまりは、これは今後の課題を抽出することとなるものでございます。

それと対比させる形で、表の右側の「あるべき・目指すべき未来」につき

ましては、おおむね 10 年後のあるべき・目指すべき姿を記載してございます。これについては、将来のビジョンとなるものでございます。

この現状の「延長線上にある未来」、つまり「課題」と、「あるべき・目指すべき未来」、つまり「ビジョン」の二つの「未来の姿」の間には、ずれ、つまりギャップが生じるということになります。そのギャップを埋めるために今後取り組んでいかなければならない施策の方向性につきまして、右側のページ、4 ページに施策の展開として記載をするということとしてございます。

次に、左側のページの一番下の欄につきましては、各施策に関連する本市の主な個別計画につきまして記載をしてございます。

次に、右側、4 ページの一番上でございます。関連する SDG s 目標につきましては、持続可能な世界を実現するために設定されている 17 の目標、ゴールのうち、その施策と関連するゴールについて、アイコンを表示しております。

なお、お手元に参考資料といたしまして、「SDG s の 17 のゴール」という資料を配付させていただいております。SDG s が目指す各ゴールの内容及びアイコン等を記載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

最後に、右側のページの一番下でございますが、行政が市民等に期待する役割といたしまして、「(個人) 市民」、「地域・団体」、「事業者」に分けてまして、それぞれの主体の役割につきまして記述をさせていただいております。

続きまして、施策ごとの概要につきまして御説明を申し上げます。5 ページをお開き願います。

施策 1 「安心して子どもを産み、育てる環境づくり」でございます。この施策は、子育て支援、母子保健、就学前教育など、子ども子育てに関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開といたしましては 3 項目でございます。

「①子どもが健やかに成長するまちづくり」につきましては、就学前の子どもに対する教育・保育、並びに障害児支援などを内容とするものでござい

ます。

「②子どもと母親の健康づくり」につきましては、妊娠期を含め母子の健康保持、子育ての負担や不安等の軽減に向けた子どもと母親の健康づくりの推進を内容とするものでございます。

「③子育て世代にうれしいサービスの充実」につきましては、子どもの放課後の居場所、子育て支援施設、ひとり親家庭への支援などの子育て世帯に向けたサービスの充実を内容としてございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと存じます。

施策2「寝屋川市だから学べる『寝屋川教育』」でございます。この施策は、学校教育や教育環境の整備に関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開といたしましては、3項目でございます。

「①魅力あふれる“寝屋川教育”」につきましては、全市的な小中一貫校への移行の推進、及び特色ある寝屋川教育の確立を内容とするものでございます。

「②“生き抜く力”の育成」につきましては、ディベート教育や道德教育等を通じた、考える力の育成等を通じた生き抜く力の育成を内容とするものでございます。

「③学びを支える環境整備」につきましては、学校施設等の中長期的な維持管理、施設整備に係る財政負担の平準化、及び教職員の働き方改革の推進を内容とするものでございます。

9ページをお開きいただきたいと存じます。

施策3「子どもを全力で守り抜く」でございます。この施策は、いじめや虐待など、子どもを取り巻く課題への対応に関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開といたしまして、3項目でございます。

「①子どものいじめ対策の推進」につきましては、子どものいじめ事案に関する情報収集や予防教育プログラムの実施など、いじめの未然防止施策の推進を内容とするものでございます。

「②子どものセーフティネットの確保」につきましては、虐待の防止、教育相談、不登校児童・生徒の自立支援などにより、子どもたちが安全・安心して過ごせる環境づくりの推進を内容とするものでございます。

「③地域全体で子どもを守る」につきましては、教育と福祉の連携強化や学校・家庭・地域の協働による子どもが健やかに育つ環境づくりの推進を内容とするものでございます。

次に、11 ページをお開きいただきたいと存じます。

施策の4「ポテンシャルをフル活用した都市基盤整備」でございます。この施策は、2つの鉄道軸の相互成長や住宅、道路の整備など、都市基盤の整備に関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開としては4項目でございます。

「①2つの鉄道軸の相互成長」につきましては、京阪沿線及びJR学研都市線沿線の相互成長により、地域全体の継続的な発展を目的とする「2軸化構想」の実現化策の推進などを内容とするものでございます。

「②魅力的で誇らしい“住むまち”の形成」につきましては、空き家の活用や狭あい道路の拡幅整備など、魅力的で誇らしい住むまちの形成を内容とするものでございます。

「③まちの未来を切り拓く道路整備」につきましては、未整備の都市計画道路の早期事業化による安全性の確保、アクセス性の確保などを内容とするものでございます。

「④生活に寄り添う交通環境の確保」につきましては、歩行者・自転車の安全確保、公共交通サービスの充実などを内容とするものでございます。

次に、13 ページをお開き願います。

施策の5「将来を見据えた公共施設の集約・複合化」でございます。この施策は、老朽化等が進む公共施設の管理など、将来の公共施設のあり方に関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開としては3項目でございます。

「①公共施設の最適配置の実現」につきましては、公共施設等の総量抑制、最適配置や将来を見据えた市民サービスのターミナル化の推進などを内容とするものでございます。

「②計画的な施設管理の推進」につきましては、財政負担の軽減や施設の長寿命化に向けた公共施設の計画的な改修・更新、予防保全型の維持管理の推進を内容とするものでございます。

「③持てる資産の有効活用」につきましては、未利用資産の処分や有効活用の推進、活用可能な市有資産の掘り起こしなど、持てる資産の有効活用を内容とするものでございます。

次に、15 ページをお開きいただきたいと存じます。

施策の6「働く場の創出と多様な人材の育成・確保」でございます。この施策は、雇用の創出、就労支援など、産業振興に関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開としては3項目でございます。

「①商業・工業・農業の振興」につきましては、商・工・農の活動や交流の支援、創業、新規事業の促進を内容とするものでございます。

「②魅力ある職住近接環境の創造」につきましては、地域ポテンシャルやまちづくりを活かした企業の誘致、及び職住近接の環境づくりの推進を内容とするものでございます。

「③やりたい仕事が見つかる就労支援」につきましては、求職者の世代やニーズに対応した就労相談や面接会などの就労支援の実施を内容とするものでございます。

次に、17 ページをお開きいただきたいと存じます。

施策7「災害から命を守るための対策」でございます。この施策は、地震、浸水などに対する防災・減災など、災害対応に関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開としては4項目でございます。

「①防災力の強化」につきましては、危機管理体制の充実・強化、地域防災計画に基づく防災・減災対策の推進、並びに地域防災活動の促進を内容とするものでございます。

「②倒れない・燃え広がらないまちづくり」につきましては、密集住宅地区における災害対策、耐震フォーラム等の開催、耐震補助制度の周知・啓発による市民意識の向上を内容とするものでございます。

「③命の源“水”の確保」につきましては、水道管路の耐震化率の向上、応急給水訓練の実施による災害対応体制の強化を内容とするものでございます。

「④浸水に強いまちづくりの推進」につきましては、雨水貯留施設の設置や地下河川の整備、浸水対策事業の情報発信の充実を内容とするものでござ

います。

次に、19 ページをお開きいただきたいと存じます。

施策 8 「防犯力向上による体感治安の改善」でございます。この施策は、犯罪の抑止、消費者被害への対応など、防犯治安対策に関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開は 2 項目でございます。

「①防犯意識の高揚とイメージの向上」につきましては、体感治安の向上、地域防犯活動の支援、並びに特殊詐欺被害の防止を内容とするものでございます。

「②消費生活を支え、守る」につきましては、消費生活に関する情報の提供、消費者被害の未然防止と消費者の自立の促進を内容とするものでございます。

次に、21 ページをお開き願いたいと存じます。

施策 9 「健康寿命の延伸」でございます。この施策は、救命救急、健康増進など、医療・健康に関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開としては 3 項目でございます。

「①医療体制の充実」については、救命救急医療体制の拡充、及び小児救急体制の維持を内容とするものでございます。

「②健康づくりの推進」につきましては、出張検診や休日検診日の拡充など、受診環境の整備、各種健康診査の受診率の向上を内容とするものでございます。

「③生活習慣病の発症・重症化予防の推進」につきましては、健康教室の開催、健康相談、保健指導の体制の充実による生活習慣病の発症・重症化の予防を内容とするものでございます。

次に、23 ページをお開きいただきたいと存じます。

施策 10 「人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくり」でございます。この施策は、平和や人権の尊重など、人権、男女共同参画に関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開としては 3 項目でございます。

「①平和の尊さを次世代に引き継ぐ」につきましては、平和に対する関心

や理解の醸成、次世代への「平和の尊さ」の引継ぎを内容とするものでございます。

「②誰もが平等で幸せに生きるまちづくり」につきましては、人権に対する理解と認識の深化、人権尊重の視点に立った社会づくりの推進を内容とするものでございます。

「③ダイバーシティの推進」につきましては、性別役割分担意識の解消や女性活躍推進の取組、個性と能力が発揮できる環境づくりの推進を内容とするものでございます。

次に、25 ページをお開きいただきたいと存じます。

施策 11「誰もが安心して生活でき、共に支え合う地域づくり」でございます。この施策は、地域福祉・生活保護等の自立支援、高齢者・障害者福祉などに関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開としては4項目でございます。

「①地域福祉の推進」につきましては、市民が主体的に地域生活の課題解決を試みることができる地域福祉づくりの推進を内容とするものでございます。

「②自立支援の推進による生活の保障」につきましては、生活困窮者及び生活保護受給者に対する自立支援、生活保護の適正化などの推進などを内容とするものでございます。

「③シルバー世代の地域での生活支援」につきましては、介護予防・重度化防止・在宅医療と介護の連携・介護保険サービスの適切な提供などによるシルバー世代の生活支援を内容とするものでございます。

「④障害のある人の自立支援の推進」につきましては、障害のある人への早期かつ適切な支援に向けた、相談支援事業や障害福祉サービスの推進などを内容とするものでございます。

次に、27 ページをお開きいただきたいと存じます。

施策 12「衛生的で快適な生活の確保」でございます。この施策は、医療提供体制・感染症予防・生活衛生・上下水道サービスなど、地域保健、衛生分野に関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開としては4項目でございます。

「①地域保健の充実」につきましては、監視指導を通じた適切な医療提供体制の確保、実地訓練等を通じた健康危機事象への体制整備などを内容とするものでございます。

「②感染症の予防と拡大防止の強化」につきましては、各種定期予防接種の確実な実施、感染症予防の啓発などを内容とするものでございます。

「③良好な生活衛生の維持」につきましては、食品衛生法に基づく営業許可、食品関連施設への監視指導等の実施などを内容とするものでございます。

「④安全で良質な上下水道サービスの提供」につきましては、計画的な事業実施による経費の抑制、技術職員の確保・育成、管路・施設の維持修繕などの推進を内容とするものでございます。

次に、29 ページをお開きいただきたいと思います。

施策 13「環境を守り、日頃の暮らしを良好に」でございます。この施策は、ごみの減量、産業廃棄物処理、し尿処理、地球温暖化対策などの環境分野に関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開としては4項目でございます。

「①ごみの減量とリサイクルの推進」につきましては、啓発活動などを通じた市民との協働によるごみの減量とリサイクルの推進を内容とするものでございます。

「②円滑で適正なごみ処理の推進」については、災害時にも迅速に対応できるごみ収集運搬体制の確保などを内容とするものでございます。

「③し尿の適正処理の推進」につきましては、施設の効率的な運営、大阪府や近隣市との共同によるし尿処理の推進などを内容とするものでございます。

「④環境負荷の少ない“エコシティ”の推進」につきましては、地球環境問題の意識付けとなる施策などを通じた、市民・事業者と協働した環境保全の推進などを内容とするものでございます。

次に、31 ページをお開きいただきたいと思います。

施策 14「学びによる市民文化の向上と発展」でございます。この施策は、生涯学習・文化芸術・スポーツなどの社会教育分野に関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開としては4項目ございます。

「①生涯にわたる多様な学習ニーズへの対応」につきましては、生涯学習等の拠点施設における再構築の推進、生涯学習に関する情報提供などを内容とするものでございます。

「②文化芸術に触れ、豊かな心と感性の醸成」につきましては、文化芸術活動に参加できる場の提供、文化芸術団体への支援などを内容とするものでございます。

「③スポーツを通じたひと・まちづくり」につきましては、スポーツ・レクリエーション活動の推進に係る環境整備、スポーツ団体への活動支援などを内容とするものでございます。

「④身近に親しめる読書環境・活動の充実」につきましては、多様な読書ニーズに対応できる総合的な情報拠点として、図書館機能の更なる充実などを内容とするものでございます。

次に、33ページでございます。

施策15「豊かな自然がある暮らし」でございます。この施策は、都市の緑化、都市公園の整備・活用、水辺の整備など、自然のあるまちづくりに関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開としては3項目ございます。

「①みどりのある都市空間の創出」につきましては、公園・公共施設等を活用した緑化の取組による、みどりあふれるまちづくりの推進を内容とするものでございます。

「②地域ニーズに応じた協働による公園づくり」につきましては、災害時の一時避難場所としての機能を持ち、また市内外の多くの人を訪れるような特色ある公園づくりの推進を内容とするものでございます。

「③水とのふれ合い・豊かな水辺の創造」につきましては、市民が一層親しめる水辺空間の創出や子どもたちが水と触れ合うイベントの開催などを内容とするものでございます。

次に、35ページをお開きいただきたいと存じます。

施策16「地域づくり・きずなづくり」でございます。この施策は、自治会・地域協働協議会など、地域コミュニティ、多文化共生に関する施策でござ

ございます。

右側のページ、施策の展開としては2項目ございます。

「①地域の特色を活かしたコミュニティづくり」につきましては、新たな地域活動の担い手づくりに向けた地域コミュニティ活動支援、市民交流を通じた地域のきずなづくりの推進を内容とするものでございます。

「②互いの文化を認め合い、世界につながるまちづくり」につきましては、外国人への理解を深める交流事業や外国人の相談業務等を通じた多文化共生社会の推進を内容とするものでございます。

37ページをお開き願います。

施策17「市民ニーズを捉えた行政サービスの充実」でございます。この施策は、行政手続のワンストップ化・オンライン化など、行政サービスに関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開としては3項目ございます。

「①市民に寄り添う窓口対応」につきましては、市民相談窓口の充実、行政手続における窓口のワンストップ化の推進、増減する来庁者数に応じた可変型窓口の充実などの推進を内容とするものでございます。

「②行政手続のオンライン化の推進」につきましては、市民の利便性向上に向けた市税の電子申告や電子納付などのICT化などを内容とするものでございます。

「③斎場施設の適切な運営・管理」につきましては、斎場施設の円滑かつ持続的な施設運営の確保に向けた施設運営・管理の実施を内容とするものでございます。

次に39ページをお開きいただきたいと存じます。

施策18「戦略的な情報発信」でございます。この施策は、市民ニーズの把握、市民ニーズを反映した施策立案、情報発信に関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開としては2項目ございます。

「①市民に寄り添うニーズ把握、利活用」につきましては、対外的訴求力の高い施策立案に向けた市民ニーズの把握、並びに情報の多角的な分析などを内容とするものでございます。

「②媒体の特性を活かす、効果的な情報発信」につきましては、市民への

適切な情報の提供、並びに市内外における市イメージの好循環に向けたメディア戦略による情報発信を内容とするものでございます。

次に、41 ページをお開きいただきたいと存じます。

施策 19「未来へつなぐ行財政運営」でございます。この施策は、財政基盤の確立・強化、働き方改革、ICTを活用した新技術の導入など、行財政運営に関する施策でございます。

右側のページ、施策の展開としては4項目でございます。

「①次代につなぐ財政運営」につきましては、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立・強化を内容とするものでございます。

「②“寝屋川市の働き方改革”の推進」につきましては、多様な人材の確保と育成、並びに簡素で効率的な行政システムの構築に向けた働き方改革の推進を内容とするものでございます。

「③“スマート・ねやがわ”の実現」につきましては、行政サービスの向上に向けたAI・RPAなどのICTを活用した新技術の導入を内容とするものでございます。

「④実効性・効率性を追求した行政運営」につきましては、柔軟で機動的な執行体制を整備することで、ニーズを捉えた効果的・効率的な行政運営の推進を内容とするものでございます。

以上で第六次総合計画戦略プラン試案の概要説明を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございます。

では、戦略プラン全体概要を説明していただいただけですけれど、次回から具体的な戦略プランの審議に入ります。この戦略プランの説明をお聞きになった上で、質問がございましたら御発言ください。

後ほどスケジュールの説明があると思いますが、戦略プラン全体では3回ですね、審議の回数は。つまり、3分割して各章ごとに議論すると。つまり、3グループに分けてやるということですね。そういう運びになります。

何か御質問がございましたらどうぞ。

委員どうぞ。

(委員)

前の第五次総合計画後期基本計画と見比べてみたんですけど、まずフォーマットとして、今日は19のものを示していただいて、3ページ、4ページ、戦略プランの見方とあるんですが、ここで前、会長もおっしゃっていたKPIみたいなものが前回があったんですけどよね。今回、この辺どういうふうにお考えになっているのかなと。フォーマット自体が少し変わっていますね。

もう一つは、前のときは項目数が40ぐらいで、今回19ということで半分以下ですけど、これで十分な内容になるのかというところが気になったので。

(会長)

ありがとうございます。

委員も発言されますか。

(委員)

実は私、御指摘申し上げようと思ったことをほぼ委員がおっしゃっていただいたんですけども、私から追加でお伺いすることがあるとすれば、今日お示しいただいたものに更に肉付けをする何かの記述が加わるのか、それとも今日お示しいただいたものをもって冊子一番最後まで終わるということなのか、全体のデザインも含めてお示しいただけたらと思います。

(会長)

今お二人の委員から出ました意見について、お答えいただけるでしょうか。よろしくをお願いします。

(事務局)

委員おっしゃっていただきました指標に関してでございます。行政のほうでも検討していく中で、従前の第五次総合計画では、施策の指標ということで、様々な率のようなものが入ってございました。今般、第六次総合計画は

総合戦略との統合というところも踏まえまして、より機動的で柔軟な対応も図っていく必要があるという中で、この数値については、基本構想の下の段階である実施計画で位置付けをかけて、K P I というのを設けた上で、取組を進めていくということを今考えているところでございます。

もう一つ、施策の体系が少ないというところでございますが、従前が 41 の施策の体系を第五次総合計画ではとっているところです。これが今回 19 ということで、おおむね半分になってございますが、内容を何かしら減らしたということではなく、従前からの施策を整理、統合していく中で、よりシンプルで分かりやすい施策体系にすべきであろうということからの 19 の施策体系であって、何かしらの施策体系がいわゆる欠落したような形になっている、そういったことではないということ御理解いただけたらと思います。

もう一点、委員からいただきました、この内容が示すものの全てかということでございますが、事務局として今お示ししているものについては、基本構想と、この戦略プランということでの、これが全てという内容でございますので、御審議をいただく中で内容の修正等は起きることでの認識でございます。

以上でございます。

(会長)

いかがですか。どうぞ。

(委員)

お示しいただいたもので全てということだったのですけれども、この総合計画には、もちろん市がありとあらゆる施策を総合的に推進していくためにこの総合計画を作るという目的もあろうかと思っておりますけれども、もう一点は、やはり S D G s も含めて、市民の皆さんとこの価値観、目標を共有していこうということもあって、綺麗な冊子になるのではないかなと思うんです。

ということからすると、先程委員からも指摘がありました定量性のところとか、何か字面だけではない、市民の皆さんと一緒にその目標に向かっていこうよと。S D G s もそうですよね、ありとあらゆるステークホルダ

一の利害を乗り越えて、みんなで共通した目標を持ってやっていこうということをも市民の皆様にもお示しをするものであるはずですから、やはり記述がこれで全てということになると、「選択と集中」とおっしゃっていただいたとしても、やはり市民の皆さんと目標を共有するというのが難しいという率直な感想を申し上げておきたいと思います。

以上です。

(会長)

他にございますか。

今の御意見、大変貴重でございますが、これで全てというふうに今おっしゃったのは、いわゆる記述の量としてはこれが原案ですということと、これに加筆していくという余地はないのかということやねんけど、それに対するお答えとちょっとずれたんちゃうかなと思うんですけど、どうですか。

(事務局)

今、委員長御指摘のとおり、これが全てと申しあげましたのは、お示しする冊子としてはこれが全てというふうなことでございますので、内容等につきましては、この審議会の答申を踏まえてという形になりますので、その御理解でお願いできたらなと思っております。

(会長)

はい、分かりました。ちょっとニュアンス違いますからね。これ以上後退しませんとか、撤退しませんとか意地張っているつもりじゃないです。そうとってください。

それとK P I、Key Performance Indicator ということですが、いわゆる目標指標の扱いは、実施計画で細やかなものを作るとおっしゃったわけですが、委員の御指摘は、そうではあっても実施計画は行政内部指標になっちゃうじゃないのと。プランは基本計画レベルだから、市民と共有できるのはこのプランまででしょうと。そうすると、このプランまでのところでもK P Iを示さないと、張り合いがないのちゃうんかいということやと思うんですけど、

この辺については検討の余地ありますか。どうですか。結構これテクニカルな話でもあるんですけど、結構それだけではない部分があります。

(事務局)

指標というところについて、まず先程来申し上げますように、総合戦略の統合というところがある中で、まち・ひと・しごとの総合戦略については、検証委員会というのを設けてございます。この中でK P I等についても外部有識者を含めた御審議はいただける、検証はいただけるということでは考えてございますが、この基本構想の中でそういった数値目標を入れる、入れないというところについては、本審議会の中で御議論いただきたいという内容になるのかなというふうに考えているところでございます。

(会長)

今、基本構想とおっしゃったのは、基本構想違いますよね。

(事務局)

基本戦略。

(会長)

基本戦略でしょ。これでしょ。

(事務局)

はい、失礼しました。

(会長)

基本構想はK P I入りませんから。これのことですね。はい、分かりました。

今の委員から出た御意見につきましては、国の指導というか、要請に基づいて作られている地域創生総合戦略というものもあります。そこにもK P I載せますので、それとの連動性を考えないといかんという面は確かにあります。

ですので、それとの連動性を考えた上で、ここでシンボリックに出さなあかんかな、出してもいいんかなとは今思うんですけど、その辺はどうですかね。

(事務局)

これ庁内会議を設けまして、策定委員会の中で今回の試案が出来ているものでございます。その中でも様々な議論が行われたことは確かでございます。その中のコアな部分につきましては、先程来申し上げましたとおり、非常に施策とリンクした細かい数値のほうが実効性があるだろうという形で、施策をもう一つ下の段階に落とさせていただいてますので、そこを統括した指標としてとったものが非常にふわっとしたものにならざるを得ないというようなこともございますので、今回はこういうしつらえでお願いしているところでございます。

(会長)

分かりました。

(委員)

私も行政マンの経験あるんですけど、行政マンとしては、ここは非常に示しにくいところとは思うんですけど、逆に議員の先生方、市民のほうから言うと、何らかのものがあつたほうがいいのか。ここをどういう形で最終的にまとめ上げるのか、この委員会だけではないと思うんですけど、そういうところも含めて、そういうところを出てくるんじゃないかなとは思うんですけど。あつちの、総合戦略検証委員会でのKPIはむちゃくちゃ細かく追っていくわけですけど、やっぱり私としても、前回、後期基本計画でお示しいただいているようなレベルぐらいはあつたほうが分かりやすいのかなというところを感じる次第です。やはりこの委員会も含めて、最終的には市としてお考えになってやっていくのかなとは思いますが。

(会長)

これについては、一遍事務局さんとも協議をさせていただきますか。

(事務局)

審議会の皆様にお示しをして、その御意見を承っているところでございますので、その御意見としてまずは受け止めさせていただいて、検討させていただきたいと思っております。

(会長)

委員各位におかれましては、私の前におられる委員さん、委員さんおっしゃっている意見は、第五次寝屋川市総合計画後期基本計画、今お手元におありかどうかわかりませんが、ここにもKPI、つまり目標指標が入っているということです。この指標を引き続き、今回の基本戦略にも載せてくれへんかと、できるだけこのレベルのものを、という御要望です。

事務局のお答えは、これとは別に地域創生総合戦略という総務省に提出している計画でよく似たやつがあるんですね。ちょっと重なっているやつがあるんですけど、そっちのほうで物すごく細かい指標を出して報告していって、そっちのほうに割いているエネルギーが、もう皆さん疲弊するぐらいのエネルギーなんです。そこのところを危惧して、できるだけ指標を追いかけるみたいなことを避けたいと。むしろ実施レベルの実施計画で、実施の指標、パフォーマンス指標、業務遂行指標で代えられへんかというふうな御要望なんです。

ではありますが、双方とも私はおっしゃっている気持ちはよく分かるので、実施計画レベルの指標は出てくる、しかしこれは行政レベルのものなので、市民サイドにおいてはそのまま目に入るわけじゃないという現実と、それから地域創生総合戦略プランが現実動いている、それとこれとを並行しながら、いわば矛盾のない計画にせないかんわけなんですけども、既にやっているものもありますので、それとの兼ね合いの中で、どの程度労働荷重にならないような指標の出し方があり得るんだらうということをもう一遍検討させていただくということでもいいでしょうか。これは戦略プランを審議する段階でまだ議論できます。

(委員)

行政の方は、これ見たらよう分かるかわかりませんが、私たち行政に携わってない者から見ますと、これを検討せえ言うても、大変難しいです。今言われていますように、これに分かるような内容を書いてもらわないと、私たち市民はこれを見て、何を検討するのかな、私はちょっと分かりませんわ、はっきり言いますと。

(会長)

委員おっしゃるお気持ちはよく分かります。ですので、今日は、議会はもとより市民の皆様が情報共有できるレベルはこの戦略プランから上なので、ここから上の計画なので、そういう趣旨を踏まえて、一遍ちょっと検討してみませんか。全部入れろというわけじゃなくて、何かリーディング的な指標がこれですよみたいな、後期基本計画と同等ぐらいのところは入れることは可能だろうと思うので、その辺ちょっと検討してみましよう。ということでよろしいでしょうか。ただ、この作業はまだあと3回ありますんで、その3回やる中で途中報告できると思います。

それで、私個人的に独走する危険を感じるんですけど、皆さんに共有していただきたいことが一つあります。いわゆるKPIと言われる目標達成指標は、実は絵に描いた餅のような指標も各自治体、実際に出してしまっていて、苦しんでいることもあります。なので、できるだけ絵に描いた餅になるような指標はやめましよう。

それと、行政にとって、そんな数字出すためにまたコストかけなあかんやんかというふうな指標の計上というのは、逆にコストアップになるので、そういうのも避けましよう。日常の業務の中で無駄なく、無理なく出てくる指標というのはもちろんありますから、そういうものをできるだけ選びたい。

そうしますと、コストに関しては指標としては余り出てきませんが、パフォーマンス、つまりサービス生産指標が割と行政はちゃんと出しはりますよね。これはだから、実務的に割と出やすいんですけど、その次の有効性指標、そのことによって実際に効果あったんかいというのがなかなか出ないんです。なので理想論として、戦略プランベースで出そうとする指標を全て有

効性指標にしてくれというのは、ちょっときついということだけ申し上げておきます。場合によっては、追跡調査とかいわゆるケーススタディしないと出てこないことがあります。

もし私の言っている意味が分かりにくいとおっしゃる方、もう一遍砕きますと、コスト評価というのは、どんだけ金かけたんや、人かけたんや、時間かけたんやです。パフォーマンス評価というのは、どれだけサービスやったんや、どんだけ事業をやったんやということですね。その次、有効性評価というのは、例えば学校で言ったら子どもの学力を測ったんかいと、交通安全で言ったらそれで交通事故減ったんかということですね。

例えば、防犯カメラを設置しているじゃないですか。防犯カメラ1台当たりのコスト掛ける何台、これがコストです。それがどれだけの記録を延べ時間やっているか。その延べ時間掛ける台数はアウトプットです。アウトカム、つまり有効性というのは、その結果どれだけ犯罪が減ったんやというのがアウトカムです。全てこのアウトカムの指標を出せというのは、結構難しいです。その事情だけは分かってやっていただきたいと思います。出せるものはどれがあるかなというのをまた考えてみませんか。

そういうことで、今日のところはよろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。

それでは、次回から個別の柱ごとに、19 もありますから、大体1回あたり6本から7本、合計19本片付けていくということになると思いますけど、担当部局の御陪席もいただいて、よりリアルで実行力のあるプランの検討に入っていきたいと思います。

最後に、全体の進行スケジュールも含めて、その他ということで事務局さんから御連絡いただきたいと思います。

(事務局)

では、お手元に配付をさせていただいております、総合計画審議会開催日程(変更案)とあります資料を御覧いただきたいと存じます。

資料でございますでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、4月、5月に予定してお

りました4回分の会議が全て延期となっておりますので、それに伴いまして、新たに追加の日程を設定させていただく必要がございます。変更案といたしまして、お示しをさせていただいたものでございます。

本来でしたら、委員の皆様の御都合をお伺いした上で設定させていただくべきところでございますが、何分大人数ということもございますので、事務局のほうで追加の日程を、色塗りをした部分になりますけれども、7月14日午前10時から、8月4日午前10時から、8月14日午後1時から、この3日間で設定をさせていただきました。何とぞ御了承いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

今お聞きいただきましたように、今日は6月5日ですので、以後、7月8、14、17と3回連続でプランの御審議を賜りたいと思います。

大変暑い最中で御苦勞様に存じますが、どうかよろしくお付き合いをお願いいたします。

以上で、今日御議論すべきこと全て終わっておりますが、何か他にこの際ということで、御発言の御希望ございましたら御発言ください。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局案のとおり開催するということで御了承賜ったと思いますが、次回、第5回審議会は、7月8日水曜の午前10時から、今日と同じ会場ということで聞いておりますので、ここで開催いたします。

それでは、これをもちまして第4回寝屋川市総合計画審議会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。

